

業務指示書

バングラデシュ国天然ガスインフラ整備事業準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2013年5月2日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 山崎 みさ Yamasaki.Misa@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年5月9日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

}

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：ガス開発事業に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

() (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（バングラデシュ及びその他全世界）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年5月15日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
現地再委託経費、本邦研修に係る経費
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BDT1 = 1.227 円 , US\$1 = 94.19 円 , EUR1 = 120.55 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/天然ガスセクター
天然ガス開発計画-1
天然ガス搬送計画-1

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

16.29 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年5月22日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 貸与資料

機構が貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。また、プロポーザル提出時に必ず返却して下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。
 - イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）
 - イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- （ ） 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- （ ） 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

バングラデシュ国天然ガスインフラ整備事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	9.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	6.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力 総括/天然ガスセクター	(30.00)	(24.00)
イ 類似業務の経験	12.00	10.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	5.00	4.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	6.00	5.00
ホ その他学位、資格等	4.00	3.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2) 業務管理グループの管理体制	-	(6.00)
イ 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(30.00)	
1) 担当事項: 天然ガス開発計画-I	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
2) 担当事項: 天然ガス搬送計画-I	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
3) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

バングラデシュ（以下、「バ」国）における主要なエネルギー資源は国産の天然ガスであり、「バ」国国民が利用するエネルギーの約5割を占め、発電用燃料、肥料生産の原料として活用されているほか、家庭用や工業用としての用途がある。特に天然ガス消費の半分以上を占める電力セクターでは、発電用エネルギーの約9割を天然ガスに依存している。「バ」国政府は電力における天然ガスへの依存度を低下させる方針であるものの、他のエネルギー開発・輸入は予定どおりには進んでおらず、国産の天然ガスの安定的な供給と有効活用は、バングラデシュの電力の安定供給と経済発展にとって不可欠である。

天然ガスの供給は、1990年代まで需要を上回って推移してきた。しかし、2000年代に入り、急速に進む経済成長に伴い、電力・工業のガス需要が急増した一方で、ガス田開発の遅延、ガスパイプライン不足等により供給が伸び悩み、慢性的な需給ギャップが生じ始めた。2010年には、約2,500百万立方フィート/日(MMCFD)の需要に対し、供給が2,000MMCFDと不足しており、肥料工場に対するガス供給制限や深刻な電力不足を引き起こしている。当面の供給増を担うべく、代替エネルギー源として石油燃料の輸入を行うと共にLNG輸入に向けた準備を進めているが、供給不足解消の目処は立っていない。「バ」国政府の今後の政策・方針等による抑制効果を考慮すると潜在需要は2030年に約6,000MMCFDまで伸びると見込まれており、既存ガス田の生産能力増強、新規ガス田の探鉱・開発、ガス搬送能力の強化、ガス利用の効率化等が喫緊の課題となっている。

天然ガスの生産・開発については、天然ガスの原始埋蔵量が35.5兆立方フィート(TCF)、可採埋蔵量が28.2TCFで、2010年12月時点の累積生産量は9.6TCF、残存可採埋蔵量は18.6TCFと推定されている。1998年以降、ガス田探査や生産への外国企業による民間投資が促進されているが、引き続き天然ガス生産量の半分を担う国有ガス生産会社により効率的な探鉱・開発・生産がなされていないことが、生産増大への主なボトルネックになっている。

天然ガスの搬送については、すべて国有企業が担っているが、主に北東部に偏在する「バ」国の天然ガス産出地域から他の地域にガスを供給するためのガスパイプラインが未整備な箇所も多く、圧縮機も未設置であることから、ガス消費の最大負荷時のガス供給量が確保できていないことが問題となっており、ガスパイプラインの整備(延伸、圧縮機設置等)が急がれる(圧縮機器についてはアジア開発銀行(ADB)が支援予定)。

ガス利用の効率化については、家庭向けの従量制による料金徴収システムが未導入で、消費量に関係なく定額でガスを消費できるため、ガスの浪費が問題となっており、従量制の導入(家庭へのガスメーター導入)が重要な課題となっている。

2. 調査の目的

「バ」国における天然ガス需要増への対応及び安定的かつ効率的なガス供給のため、3.に記載される事業概要(天然ガス生産と搬送及びガス利用の効率化に資する機材・施設整備)の妥当性を検証し、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施(調達・施工)方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

3. 事業概要

(1) 事業名：天然ガスインフラ整備事業

(2) 事業目的：天然ガス生産と搬送及びガス利用の効率化に資する機材・施設を整備することにより、天然ガス需要増への対応及び安定的かつ効率的なガス供給を図り、もって同国の経済発展に寄与する。

(3) 事業概要：(現時点の想定)

ア ガス田開発用施設改修： Bakhrabad ガス田、Narsingdi ガス田

イ ガスパイプライン整備

(送ガス管)： Dhauna-Elenga 間 (30 インチ、52km)

West Bank of Jamuna Bridge-Nalka 間 (30 インチ、14km)

- Jalalabad – Bibiyana 間 (24 インチ、54km)
- (配ガス管) : Dhaka エリア 12 か所 (12-16 インチ、5.4km)
- Chittagong エリア 1 か所 (24 インチ、5.5km)
- ウ プリペイド・ガスメーター供与 : Dhaka エリア (300,000 個)、
Chittagong エリア (20,000 個)
- エ コンサルティング・サービス (詳細設計、入札補助、施工監理、環境管理等)
- (4) 対象地域 : 「バ」国全土
- (5) 本事業に関連する我が国の主な援助活動
 - ア 有償資金協力 : ハリプール新発電所建設事業 (2007 年度、約 177 億)、ベラマラ・コンバインドサイクル火力発電所建設事業 (2010 年度、約 22 億 (E/S 借款)、2012 年度、約 415 億 (本体))
 - イ 技術協力 : 電力政策アドバイザー

4. 相手国実施機関

責任官庁 : 電力エネルギー鉱物資源省
実施機関 : ペトロバングラ及びその子会社

5. 調査の範囲

本調査は、「2.調査の目的」を達成するため、「6.調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、「7.調査の内容」に示す事項の調査を行い、「8.成果品等」に示す報告書等を作成し、先方政府へ説明・協議を行うものとする。原則、現地調査において、機構が「バ」国側とで合意済みの協議議事録に基づいて実施するものとする。

6. 調査実施上の留意事項

(1) 事業スコープの絞り込みについて

3.(3)記載の事業概要については Preliminary なものであり、本調査においては対象事業の妥当性、必要性を入念に検討した上で、事業スコープの絞り込みを行う。

(2) 調査工程について

本調査では、3回の現地調査を想定しており、最終報告書ドラフト完成時(2013年11月を想定)までに、成果が出るよう、各現地調査にあたっての工程・調査内容を設定する。また、9月のインテリム・レポート時には審査に必要となる内容(事業スコープ(概算費用、施工計画、調達パッケージ含む)、実施体制(運営・維持管理体制含む)、経済財務分析、施工方法、運用効果指標、環境社会関連)が特定できるよう、調査工程をプロポーザルにて提案すること。但し、調査工程については、実施段階での状況に応じて、柔軟に対応すること。

また、「バ」国では契約開始時点で雨期に入っていることが想定されるため、この点を考慮し、調査に遅れが出ないように留意すること。

なお本調査は以下の段階に分けて実施することを想定している。

ア 背景の確認、情報の収集・調査

上位計画、関連法令、サイト状況等、本事業の必要性・妥当性の検証、基本的な事業の骨組みについて検討するための情報を収集、調査する。

イ 事業の基本的内容の検討

上記アにて収集した情報をもとに、事業スコープ(概算費用、全体工程、調達パッケージ含む)、実施体制(運営・維持管理体制含む)、経済財務分析、施工方法、運用効果指標、環境社会関連の確認など事業の基本的内容について比較検討した上で最適案を策定の上、提案する。また、その内容を「バ」国側に説明し、概略設計の対象とする形式について合意する。

ウ 概略設計、事業実施計画の策定及び事業効果の確認

上記イにて合意した内容を元に概略設計を実施する。併せて事業実施スケジュールの策定、事業費の積算、事業実施体制の確認等を行った上で内部収益率等の計算を行い事業効果の評価を行う。

(3) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査を機構が実施する際、検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分機構と協議すること。

一方、当該審査の過程において、本調査の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、「バ」国関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

(4) 審査の重点項目

本調査の結果が円借款事業の審査の検討資料となるために、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、機構から基本的な基準、取りまとめの様式等を指示することがある。また、審査にあたり必要な項目を追加して調査依頼を行う可能性がある。

- ア 調達・施工方法
- イ 事業費
- ウ 事業実施機関の実施体制
- エ 操業・運営／維持管理体制
- オ 運用・効果指標
- カ 環境社会配慮

(5) 実施体制検討について

今回の実施機関となる国有石油会社であるペトロバングラは、管理部門を残して傘下に複数の関連会社を持つ形態となっており、各コンポーネントについて実質的な実施機関としてはこれら関連会社が担うことになる。

各々候補となるコンポーネントとその関連会社は以下の通り。

コンポーネント	関連会社
ガス田開発用機材供与	バングラデシュガスフィールド会社 (BGFCL)
ガスパイプライン整備（送ガス管） （配ガス管） Dhaka エリア （配ガス管） Chittagong エリア	ガス搬送会社 (GTCL) ティタスガス搬送・販売会社 (TGTDCCL) カルナフリガス搬送会社 (KGDCL)
プリペイド・ガスメーター供与 Dhaka エリア Chittagong エリア	ティタスガス搬送・販売会社 (TGTDCCL) カルナフリガス搬送会社 (KGDCL)

この点を踏まえ、必要に応じてサブセクターで区切るなど、円借款供与の際の調整コストを考慮しながらコンポーネント、実施体制等を検討すること。

さらに、本調査開始から機構が予定している審査時期まで半年未満であることを考慮し、コンポーネントの熟度等を勘案し、必要に応じてコンポーネントの絞り込みを検討すること。

(6) 円借款本体コンサルタントの要員計画について

上記に関連し、円借款本体で雇用されるコンサルタント費用に大きく影響する要員計画 (Manning Schedule) の妥当性については、最終的には審査時点での機構と先方政府との協議事項になるが、調査段階で十分に「バ」国側実施機関と協議し、審査が円滑に進むよう配慮すること。

(7) ガス需要及び供給量予測について

F/S の実現性を検討する上で、「原料の安定受入」と「製品の安定出荷」の確実性が最も重要となる。この点は調査段階においても先方政府と確実に共通認識を持ちつつ、「天然ガスセクター情報収集・確認調査」のガス需要及び供給量予測を適宜最新情報に更新しながら協議を進めること。

(8) 環境社会配慮について

- ア 本事業では、JICA 環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月公布) に掲げる工業開発セクター等のうち、大規模なものに該当せず、現時点で環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影

響を受けやすい地域に該当しないことから、環境カテゴリは「B」と分類される。

- イ また、本事業のうちガス田開発、パイプライン事業は「バ」国の関係法令（環境保全法（The Environmental Conservation Act, 1995））において、Red カテゴリに分類されている。このことから上記関係法令に基づき、本調査では、環境アセスメント報告書案の作成を行うこととする。なお Dhauna-Elenga 間、West Bank of Jamuna Bridge-Nalka 間の送ガス管建設については ADB による「the Gas Transmission and Development Project (2005)」において環境アセスメント報告書案を作成済みであることから、既存資料を活用し、同報告書案の作成等を行う。
- (9) 機構の他の実施中の事業との連携
機構によるこれまでの調査等の成果を活用するとともに、派遣中の電力政策アドバイザーと十分協議・連携し、効果的・効率的な調査を行うこと。
- (10) 説明用資料の作成
本事業の対象地域の現状と課題、本事業の必要性および本事業による成果を、一般的にわかりやすく説明できるような写真または映像資料を作成し、インテリムレポートの提出時（2013年9月）にあわせて機構に提出すること。
- (11) バングラデシュ政府内の事業承認手続き
円借款事業の円滑な実施のため、L/A 調印に先立ち、「バ」国政府内での事業計画（DPP）が承認されていることが必要のため、DPP 策定・承認に係る側面支援を行う。
- (12) 適用可能な日本の技術・ノウハウの提案
本調査における提案に際しては、日本が有する技術やノウハウのうち、本事業に適用可能なものを導入することを想定している。「バ」国関係機関とも十分協議した上で、実現可能なものを提案すること。

7. 調査の内容

以下に示す業務の内容について、上記「6. 調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、効果的に業務を実施するために必要な調査方法、手順等を国内準備作業、現地作業及び国内作業毎に具体的に示し、全体として効果的な調査工程をプロポーザルで提案すること。調査内容は、機構と先方政府の間で合意した協議議事録（M/D）に基づき実施する。

(1) 調査内容

ア 事前準備（国内作業）及びインセプション・レポートの説明・協議

(ア) 関連資料・情報の収集・分析

「バ」国政府の政策 Vision 2021 や第 6 次 5 か年計画、Gas Sector Master Plan & Strategy 2006 等の上位計画・戦略、ガスセクターマスタープラン上の位置づけの確認、「天然ガスセクター情報収集・確認調査」（2012 年、JICA）等の関連資料、情報、データを整理・分析・検討し、本案件の内容、背景、関連セクター情報等を把握すると共に、詳細な調査内容及び工程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、機構と十分に協議を行うこととする。

また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。

(イ) インセプション・レポートの作成

上記の結果や調査に当たって必要な実施機関等に対応を求める事項などを取り纏めてインセプション・レポートを作成する。

(ウ) インセプション・レポートの説明・協議

インセプション・レポートを「バ」国実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

イ 背景／基本情報・計画の収集、事業の必要性の確認

(ア) 「バ」国におけるガスセクターの現状と課題

- a ガスセクターの需要と供給の整合性の確認
- b ガスセクター開発のボトルネックなど、現状及び課題の確認

(イ) 「バ」国におけるガスセクターの政策・計画の確認（開発計画/セクター上位計画）

- a ガスセクターにかかる関連法律・政策等の確認

- b 上記政策等の上位計画・戦略における本事業の背景・経緯・内容、優先度、実施の妥当性等位置づけの確認
- (ウ) 「バ」国において進行中・計画中の事業の確認
 - a ガスセクターにかかる進行中、計画中のガス開発状況の確認（ガス輸入計画含む）、ならびに、左記ガス開発計画とガスパイプライン整備の整合性の確認。生産井、将来の LNG 受入基地と主な需要点（発電所等）との距離から、GTCL の他の設備計画の内容もあわせて確認する。特に本事業で予定している搬送パイプラインが、他のパイプライン計画に比して、重要性が相対的に劣後しないかの点について、確認する。
 - b 他ドナー（世界銀行、アジア開発銀行、国連等）、各種研究機関、国際石油企業（International Oil Companies：以下「IOC」）等のガスセクターに対する事業計画、支援方針（今後の動向）及び支援・参入状況の確認
- (エ) ガス田開発用機材、ガスパイプライン、ガスメーターの運用、事故対応等に係る事例、実績の確認
- (オ) 「バ」国における天然ガス輸送（中流）の現状と課題
 - a 「バ」国におけるガス輸送ネットワーク（中流）につき、既設ガスパイプライン、建設中・計画中のガスパイプラインにかかるガス導管解析（2015年・2020年・2025年・2030年の各時点）を行う。「バ」国政府作成の Gas Evacuation Plan 等の設備投資計画の把握・整理を行い、「バ」国の各地域におけるガス供給確保の可能性を検討する。
 - b 当該検討を踏まえ、特にガス供給確保が懸念される地域（ガスパイプライン・ネットワークの下流に位置する「バ」国西部地域、大幅な需要増が見込まれるダッカ周辺地域等）へのガス供給の確実性を高めるための施策（導管補強・圧縮機増設等）を検討する。
- (カ) 候補案件の検討（既存の基本データ・情報（地形・地質情報、気象・海象情報、社会・経済情報等）を行いつつ、今後の開発動向や環境社会への影響等を確認し、予備設計を行ったうえで、これらを比較・評価し、効率がよくフィージビリティの高い計画を検討し、最適案を選定する。
- (キ) (ア)～(カ)等の情報を元にした課題分析と事業全体の必要性・妥当性の確認

これら優先事業案と相乗効果が期待される関連機関の事業も確認した上で、機構及び「バ」国政府と協議の上、事業対象を確定する。なお、対象事業は「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA 環境ガイドライン(2010年4月))上、カテゴリ A となる事業を含まないものとする。また、6.(12)に記載の通り、日本の技術やノウハウの活用可能性にも留意すること。
- (ク) 今後の協力の可能性の検討（審査後）
 - a 今後の大規模ガス開発案件にかかる情報収集
 - b 河川、湖沼域を含んだ未探鉱地域の概況の把握および、左記地域見探鉱地域探鉱に関わる研修・技術協力等、キャパシティ・ビルディングの必要性の確認
 - c 深部構造における石油の探鉱、及び非在来型資源（シェールガス、炭層メタン等）の探鉱に関するバングラデシュ国内における知見の有無、今後の調査計画および他ドナーによる支援概況の確認
- ウ 事業対象地域における現状確認（地形・地質情報、社会・経済情報等）と課題分析
 - (ア) 施工計画調査
 - a 効率的かつ経済的な施工計画を立案するため、サイトまでのアクセス状況、気象等（特に雨期）自然条件の影響、ローカルコントラクターの能力等を調査する。
 - b ガス開発施設・機材整備、パイプライン布設、ガスメーター設置時の道路占有の許可や、他の地下埋設物に関する電気・水道会社との協議にかかる手続きについて確認するとともに、その結果を施工計画に反映させる。
 - c ガスメーター事業における「バ」国政府の活動状況、ガスメーター設置に係

る準備・対応状況および他ドナーの支援の現状（対象地域、活動内容、規模、実施体制等）および成果の確認

(イ) 自然条件調査

想定される調査内容は以下の通り。情報収集にあたっては必要に応じてローカルコンサルタントの備上も可能とする。先方要請内容も勘案の上、必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

- a 測量（パイプラインルート路線測量等）
- b 地質調査（工法決定のためのパイプラインルートの地質調査等）
- c 敷設位置検討作業（布設位置、深さ等検討のための埋設物等の確認）
- d 敷設工法及び横断方法検討作業

(ウ) 課題分析と本事業の実現可能性の検討

上記の調査内容、他案件の事例分析等を踏まえ、事業対象地域の関連事業における実施状況、運営維持管理体制、事業費をレビュー・分析し、実現可能性につき検討する。

エ 事業スコープの策定

(ア) ア、イ、ウの調査内容及び機構との協議を踏まえた事業計画の策定

(イ) コンサルティング・サービスの実施計画案の策定

エ（カ）において策定した事業実施スケジュールに合わせ、必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計、入札支援、施工監理等）の内容（TOR 案）及びその規模（M/M）、コストブレイクダウンについて計画する。TOR 案には、背景、目的、詳細な業務内容、スケジュール（瑕疵担保期間を含む）、必要な専門家（経験年数、資格、個々の専門家が担うべき業務）、M/M、実施機関からの必要なサポート、レポート作成、「コンサルタント雇用ガイドライン」（2012年4月）に基づく必要な記載事項（Required of JICA）等を含める。コンサルタントに関するコストについては、コンサルタントの投入が有効と考えられる項目を調査団にて選定し、そのコンサルタント業務の内容、専門家構成、M/M 計画(案)について「バ」国側に提案し協議した上で、コスト積算を実施する。

(ウ) (ア)、(イ) にて計画した内容の基本設計実施

円借款を念頭においた事業実施計画案を作成するために必要となる精度で概略設計を作成する。その概略設計のレビューを行い、施工方法を検討し、特殊な工法や調達方法に影響を与えるような工法（特命随意契約が必要となる等）の有無について確認する。

(エ) 全体事業費及び円借款対象事業費の積算

積算にあたっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な設計数量及び関連積算資料は、全てのバックデータを報告書に付属することとし機構に提出することとし、設計数量の考え方を解説すること。この際、準拠している積算基準、工事数量・単価の根拠を示した上で、コストの妥当性を検討するものとする。なお、コスト積算にあたっては、現地サイト地点へのアクセス状況、工事中の資機材運搬方法、乾季・雨季において必要な対応等の施工条件を考慮した工事工程、工事工法を検討した上で実施する。

- a 本体事業費
- b 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- c 本体事業費に関する予備費
- d Dispute board 費用
- e 建中金利
- f コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- g その他 1（融資非適格項目）
 - (i) 用地補償等
 - (ii) 関税・税金

- (iii) ディスバースに伴う銀行手数料
- (iv) 事業実施者の一般管理費
- (v) 他機関建中金利
- h その他 2
 - (i) 完成後の委託保守費
 - (ii) 初期運転資金
 - (iii) 移転地整備にかかる費用
 - (iv) 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
 - (v) 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部についてはその算出方法等を機構から指示することがある。事業については、別途機構が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。また、積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照する。また、同マニュアルを参照し積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

(オ) 円借款候補案件として最適計画策定等を通じたコスト縮減策等の検討

当該円借款候補案件の概算事業費算出にあたっては、以下を踏まえ、コスト縮減策を検討する。同縮減策（含む効果など）については、機構と協議し、その結果を所定の様式に取り纏めることとする。検討に際しては、外務省が公表している「ODA の点検と改善 2007」別添資料「ODA コスト総合改善プログラム」の趣旨を理解すること。

(カ) 本事業の実施の建設スケジュール案の策定

調達手続き、詳細設計、仮設工事等も含むものとする。上記を踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計／施工期間／瑕疵担保期間について、月単位のバーチャート（機構の様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程（EIA の作成・承認や住民移転、用地取得等を含む）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。

オ 実施体制、運営/維持管理体制の確認

「バ」国で実施されている、当該類似業務（エネルギーセクター事業）における実施体制や制度などを調査・把握し、本事業実施・維持管理に必要な体制を検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。なお、本体事業の実施機関はペトロバングラ及び関連子会社であるが、コンポーネントによっては、他の機関が関与する事があるところ、その点を含めて調査する。

(ア) 事業実施体制

- a 本事業に関係する各機関の機能と本事業における役割
- b 各コンポーネントの実施機関及び部局、維持管理・運営機関及び部局
- c 実施機関、維持管理・運営機関、及び主要な関係機関の財務（予算・支出、収支計算書、キャッシュフロー、貸借対照表）状況の分析
- d 財務モデルの作成
- e 実施機関、維持管理・運営機関、及び主要な関係機関の組織構造・人員体制（組織図、役職・部署ごとの人数）
- f 実施機関、維持管理・運営機関、及び主要な関係機関の技術的・財務的能力
- g 維持管理費用とその収入源（キャッシュフロー分析）
- h Steering Committee 等の事業実施に関する調整のためのハイレベル委員会のメンバー構成及びその TOR 案（設置する場合）
- i 支払い書類、ディスバース書類の実施機関内の手続きの確認及び必要あればその簡素化の提案（設置する場合）
- j 中央政府から転貸される場合には、そのコンポーネントと転貸条件（返済期間、金利、為替リスク）の検討。
- k 汚職対策案の検討

(イ) 事業実施部局

- a 事業実施部局のメンバー構成（役職、人数、各役職の TOR）
- b 上記(イ)a を達成するための人員雇用計画
- c 外部から人を雇用する場合は、その TOR・選定方法・選考資格・給与水準
- d 事業実施部局員のトレーニング計画の策定

(ウ) 維持管理・運営部局

- a 維持管理・運営部局のメンバー構成（役職、人数、各役職の TOR）
- b 上記 (ウ)a を達成するための人員雇用計画
- c 外部から人を雇用する場合は、その TOR・選定方法・選考資格・給与水準
- d 維持管理・運営部局員のトレーニング計画の策定

(エ) 経営改善・キャパシティビルディング

- a 実施機関、維持管理・運営機関の経営の現状の分析（定款、規約、政策・制度、人事、財務・会計、組織構造、情報管理、オフィス備品、顧客との関係等）
- b 他ドナーや機構が支援している類似案件との経営状況の比較分析
- c 上記 a、b を踏まえた経営改善のアクションプランの作成
- d 本事業にて取り組むべき経営改善の内容・コスト・スケジュール

カ 事業評価

本事業を 1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、定量的指標（運用・効果指標）を選定して「バ」国側関係機関に提示し、定量的・定性的指標の設定に必要な情報・データを入手したうえで指標項目及びその目標値について「バ」国側関係機関と協議し、ベースライン値と事業完成 2 年後を目途に目標値を設定する。目標値の設定にあたっては、目標値の根拠及び値の妥当性についても「バ」国側関係機関と協議、確認する。将来事業評価に実施するにあたっての留意事項についても整理して「バ」国側関係機関に提示し、意見を求め、整理する。

(ア) 運用・効果指標の提案

経済・財務分析等のとりまとめを行い、事業目的に照らして適切な運用効果指標および目標値を提案する。定量的運用・効果指標を選定するにあたっては、事業完成 3 年後を目途とした目標値を設定する。目標値の設定にあたっては、目標値の根拠、データの入手先及び値の妥当性についても「バ」国関係者と協議、確認する。将来事業評価を実施するにあたっての留意事項についても整理して「バ」国関係者に提示し、意見を求め、整理する。本プロジェクトについては、定量的指標として、ガス生産・搬送量、受益者別販売量等を想定している。本事業受益者の特定

(イ) 経済財務分析（FIRR、EIRR の算出）

経済評価指標としての内部収益率（FIRR,EIRR）計算の基となる投資費用、運用費用及び便益について、「バ」国関係者等と、費用・便益項目、値（金額）、値の算出根拠を協議の上、将来的な料金設定、燃料価格動向、資機材価格の変動、為替リスク等を踏まえた感度分析も行ったうえで FIRR、EIRR を算出する。

(ウ) 定性的効果

(エ) (CO2 削減効果が認められる場合) CO2 削減量の算出

キ 環境社会配慮

本事業は、Bangladesh Environmental Protection ActにおいてRed Projectに分類されるため、EIAが必要となる。また、大規模ではないものの非自発的住民移転・用地取得の発生が想定されるため簡易住民移転計画の作成支援を実施することとする。

(ア) 環境アセスメント報告書案の作成

- a 調査内で環境アセスメント報告書案を作成する場合

JICA環境ガイドライン(2010年4月)に基づき、環境アセスメント報告書案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行セーフガードポリシー

OP4.01 Annex B に記載ある内容を含めることとする。また、作成に際し、「カテゴリB案件報告書執筆要領」を参考にす。相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。また、相手国等と協議の上、JICA環境ガイドライン(2010年4月)<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。

b 環境アセスメント報告書が存在する場合

JICA環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、既存の環境アセスメント報告書のレビューを行う。環境アセスメント報告書レビューにおいては、世界銀行セーフガードポリシーOP4.01 Annex B に記載ある内容が含まれているか否かを確認する。不足している記載や内容については、追加の調査(定量的影響予測及びデータの更新を含む)を行う。レビュー段階で必要と認められた場合には、相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。

JICA環境ガイドライン(2010年4月)上求められている環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。既存のデータが古い場合はデータの更新を行う。

- a ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認(JICA環境ガイドライン上の影響を受けやすい地域の例示に該当しないことの確認)
- b 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - (i) 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
なお、今般調査は現地国内法では環境影響評価(EIA)報告書の作成が必要となる。
 - (ii) JICA環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
 - (iii) 関係機関の役割
- c スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- d 影響の予測
- e 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- f 上述の調査を元にした影響の緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- g 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
- h 予算、財源、実施体制の明確化
- i ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

なお、Dhauna-Elenga間、West Bank of Jamuna Bridge-Nalka間についてはADBによる「the Gas Transmission and Development Project (2005)」において調査を実施済みであることから、既存資料を活用し、現地国内法を確認しながら調査を進めることとする。

(イ) 簡易住民移転計画案の作成

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)に基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下 a ~ i のとおり。また、報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も機構へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

a 用地取得・住民移転の必要性

- b 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
 - c 事業対象地の占有者の最低20%を対象とした家計・生活調査結果
 - d 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
 - e 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
 - f 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
 - g 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
 - h 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)の特定及びその責務
 - i 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
 - j 費用と財源
 - k 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
 - l 事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果
- ク プロジェクト実施に当たっての留意事項
 プロジェクトを円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。特に、プロジェクト実施の際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途機構に提出する。
- (ア) 当該類似業務の調達事情調査
- a 現地調達、第三国調達及び現地コンサルタント(詳細設計、施工監理)、現地施工業者を十分に活用することを基本として、労務状況、資機材の調達状況、関連法規、施工体制等
 - b 現地で容易に維持管理可能な施設・機材の計画を行うため、現地における消耗品、スペアパーツなどの調達状況について
 - c 第三国調達が必要になる場合、通関手続き・関税の免税方法等
 - d 一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
- (イ) 入札手法、契約条件の設定
- a 契約約款、契約条件書等の設定の基本方針 等
- (ウ) コンサルタントの選定方法
- a ショートリストの策定プロセス
 - b コンサルタントのプロポーザル評価の承認にかかる権限・プロセス
 - c International Consultants の採否 等
- (エ) 施工業者の選定方針
- a PQ (Pre-Qualification) 条件の設定
 - b LCB (Local Competitive Bid) の採否
 - c 入札パッケージ(発注規模、工種別の発注等)の考え方
 - d 入札段階(書類作成、評価等)の承認の権限、プロセス 等
- (オ) 契約マネジメント
 施工中の設計変更への対応等、契約マネジメント上の留意点について、円借款事業または他ドナーの案件等の過去のトラブル事例を参考に調査・分析する。
- (カ) リスク分析
 本事業の各期間におけるリスク分析を、過去の「バ」国における事例や他国の類似の土木工事の事例も参考に分析し、必要に応じて対策を提案する。「バ」国側関係機関やJICAバングラデシュ事務所からのヒアリングや事後評価結果等を通じて、過去の円借款事業における教訓等も確認すること。
- (キ) 安全対策
 施工期間中の安全対策について留意点を検討・整理する。
- (ク) 調達の実施に関して技術支援の必要性を検討し、必要と認められる場合にはその内容について提案する。
- ケ 本事業に必要な本邦ワークショップ・視察プログラムの準備・実施

本事業に関連して必要と想定される研修の内容について計画し、実施する。なお、現時点では以下の内容が想定される。

- (ア) 日本のガス貯蔵・輸送、販売、設備の保安管理、調達計画等に係る講義
- (イ) 日本国内のガス事業に係る視察（ガス供給・貯蔵設備、ガスパイプライン網施設、ガス設備中央監視センター、LNG 受入基地等）

コ 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が支援した類似案件についての以下の含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、エ(エ)で実施した概略事業費と同時に提出する。

- (ア) 実施時期
- (イ) 事業費（総事業費及び内訳）設計条件・仕様
- (ウ) 入札方法（PQ 基準、国際入札/国内入札等）
- (エ) 契約条件
- (オ) 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

サ DPP の申請支援

6 (11) 記載の留意事項に基づき、本協力準備調査中に「バ」国側で手続きがなされる DPP 策定・申請に係る側面支援を行う。

シ インテリム・レポートの作成・説明・協議

6 (2) 記載の留意事項に基づき、審査に必要な内容（事業スコープ（概算費用、施工計画、調達パッケージ含む）、実施体制（運営・維持管理体制含む）、経済財務分析、施工方法、運用効果指標、環境社会関連）が特定できるよう、調査工程についてはプロポーザルでの提案と実施段階での状況に応じて、調査結果をインテリム・レポートとして取りまとめる。インテリム・レポートについては、ドラフトを作成し、機構と協議を行い、必要な修正を行った上で、「バ」国側関係機関と協議を行い、合意を得ること。なお、ドラフト版の機構への提出にあたっては、機構が内容を確認するための十分な時間を確保すること。

ス ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

本調査の結果・成果、本事業の妥当性・必要性、事業運用・効果指標、事業実施体制、運営／維持管理体制、環境及び社会への配慮等の提言をドラフト・ファイナルレポートとして取り纏め、「バ」国実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。なお、ドラフト版の機構への提出にあたっては、機構が内容を確認するための十分な時間を確保すること。

セ ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対する「バ」国実施機関及び機構のコメントを反映させ、ファイナルレポートを作成し、機構に提出する。なお、ドラフト版の機構への提出にあたっては、機構が内容を確認するための十分な時間を確保すること。

ソ 「バ」国政府に対する調査内容の報告と協議

- (ア) 第 1 次現地調査時（インセプション・レポートにかかる協議）

事業スコープ案については M/D を結んでいるが、再度実施機関と認識の確認を行う。

インセプション・レポートを「バ」国実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

- (イ) 第 2 次現地調査時（インテリム・レポートにかかる協議）

6.(2)に記載の事項に留意して内容を検討する。

インテリム・レポートを「バ」国実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

- (ウ) 第 3 次現地調査時（ドラフト・ファイナルレポートにかかる協議）

7 (1)スに記載の事項に留意して内容を検討する。

(2) 調査の流れ

調査を実施するに当たり、調査の枠組みを以下に示す。但し、ここに示す調査の流れ

は目処であり、プロポーザルにおいて効果的に業務を実施するために必要な調査方法・手順などを具体的に提案すること。

ア 国内準備作業 (6月上旬)

- (ア) 環境社会配慮面及び事業概要に対する関連資料の収集・分析
- (イ) 機構との協議
- (ウ) 質問票の作成
- (エ) インセプション・レポートの作成

イ 第一次現地調査 (6月中旬～7月下旬)

- (ア) インセプション・レポートを元にした調査全般の基本方針、内容、方法に係る先方関連機関との協議
- (イ) 背景／基本情報・計画の収集、事業の必要性の確認
- (ウ) 基本データ・情報の確認 (地形・地質情報、社会・経済情報等)
- (エ) 地形測量、土質調査、環境社会配慮調査等に係るローカルコンサルタントとの協議実施、委託契約締結
- (オ) 事業規模・費用・事業実施工程策定のための情報収集
- (カ) 事業実施、運用/維持管理体制の確認

ウ 第二次国内作業 (8月上旬～9月上旬)

- (ア) 第一次現地調査結果の機構への報告
- (イ) ローカルコンサルタント/現地再委託業務の監理
- (ウ) インテリム・レポートの作成

エ 第二次現地調査 (9月中旬～10月上旬)

- (ア) インテリム・レポートの内容に関する現地との協議
- (イ) 策定した事業スコープのより正確な設計、積算のために必要な情報収集

オ 第三次国内作業 (10月中旬～11月上旬)

- (ア) 第二次現地調査結果の機構への報告
- (イ) ドラフト・ファイナルレポートの作成

カ 第三次現地調査 (11月中旬～12月上旬)

- (ア) ドラフト・ファイナルレポートの内容に関する現地との協議
- (イ) 環境社会配慮に係る現地再委託業務の検査
- (ウ) 今後の協力の可能性の検討

キ 第四次国内作業 (12月中旬～)

- (ア) 環境配慮調査情報総括
- (イ) バングラデシュ側カウンターパートの本邦ワークショップ・視察プログラムの準備・実施
- (ウ) ファイナルレポートの作成・提出

8. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各報告書へ記載する内容は、7. 調査の内容を参照する。各報告書の「バ」国政府への説明・協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得ること。ドラフト段階で機構からの承認を取り付け、先方との協議を踏まえ、内容を確定する。それぞれの「提出時期」は、事前の機構との協議結果が反映され、機構が了承した内容の報告書が完成するタイミングを意味している。

ア インセプション・レポート (Ic/R)

- (ア) 記載事項：調査の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画、目次 (案) 確認など
- (イ) 提出時期：2013年6月中旬
- (ウ) 部 数：英文22部 (うち先方機関へ18部)

イ インタリム・レポート (I/R)

(ア) 記載事項：以下の審査に必要な内容を記載する。具体的な内容については事前に機構と入念に相談を行う。

- ・事業スコープ（概算費用、施工計画、施工方法、調達パッケージ含む）
- ・実施体制（運営・維持管理体制含む）
- ・経済財務分析
- ・運用効果指標
- ・環境社会関連

(イ) 提出時期：2013年9月中旬

(ウ) 部 数：英文22部（うち先方機関へ18部）

ウ ドラフト・ファイナル・レポート (Df/R)

(ア) 提出時期：2013年11月上旬

(イ) 部 数：英文22部（うち先方機関へ18部）

エ ファイナル・レポート（和文要約版含む）(F/R)

(ウ) 提出時期：2014年2月中旬

(エ) 部 数：

- a 英文（簡易製本版*）27部（うち先方機関へ18部）
英文（CD-R 10部（うち先方機関6部）
- b 英文（製本版）27部（うち先方機関へ18部）
英文（CD-R 10部（うち先方機関6部）
- c 和文（要約版9部）
和文（CD-R）4部

(注) 製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版を作成し、調査終了後速やかに公開するもの。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途、監督職員と業務主任者が協議の上決定することとする。

- ① コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報。
- ② 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報。
- ③ 民間企業の事業や財務に関わる情報。

オ 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、機構様式による収集資料リストを付した上で調査終了後機構に提出する。

(ア) 記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト

(イ) 提出時期：ファイナル・レポート提出時

(ウ) 部 数：1部

(2) その他提出物

ア 現地調査報告書

(ア) 記載事項：各現地調査結果の概要

(Word, Power Point 可。概要が理解できる簡易なもの)

(イ) 提出時期：各現地調査終了後速やかに

イ コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

ウ 概略事業費詳細

概略事業費の詳細を機構へ提出する。

エ 環境社会配慮関連資料

IEE案、環境アセスメント報告書案、簡易住民移転計画案および関連の調査結果資料

を機構へ提出する。

オ デジタル画像集

本事業実施前と、円借款による事業が完了するタイミングでの構造物・整備効果の対比を行うことができる現場写真または映像資料を機構へ提出する。

カ 再委託契約の成果品

再委託契約により実施した成果品について機構へ提出する。

キ その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、機構が必要と認め報告を求めたものについて提示する。

(3) 報告書作成についての留意事項

ア 各種報告書の作成に当たっては図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものについては必ず出典を明記する。価格、費用等を現地通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載する。また、報告書全体を通じて固有名詞、用語、単語、記号等の統一性と整合性を保つこと。

イ 作成に当たっては、その表現振りに充分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

ウ 作成にあたっては、原稿の段階で機構と十分な協議を行うこと。各報告書の先方への説明、協議の際には先方の意見、要望を聴取し、議事録に残すこと。

エ 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。

オ 各調査報告書は同国政府への提出に先立ち、事前に機構に提出し、承諾を得ること。

カ 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。

キ 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナルレポートについては、調査結果の概要を 3~5 ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約版、英文版の最初の部分に入れること。

ク レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。

コ レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。

サ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに充分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

シ レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

ス ファイナルレポート以外の仕様は、A4 版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。ファイナルレポート、簡易製本の様式の印刷仕様及び電子化の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2010 年 3 月)」の通りとする。なお、仕様の詳細は機構の指示に従うものとする。

第3 業務実施上の条件

1. 調査の工程（参考）

調査は2013年6月中旬より開始し、2014年2月下旬の終了を目途とする。調査工程及び各報告書の作成時期は、目途として下図を想定している。但し、調査中の状況により必要と判断されれば、機構及びバングラデシュ国側関係者と協議の上で変更することがある。

	年度	2013										
	月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
現地作業				■			■		■			
国内作業			□		□		□		□	□		
報告書			▲			▲		▲			▲	

IC/R: Inception Report, IT/R: Interim Report
DF/R: Draft Final Report, F/R: Final Report

2. 業務量の目処

37.16M/M

3. 調査分野

本調査には以下に示す各分野を担当する団員の参加を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、担当分野の変更・追加又は統合・分離等、より適切な団員構成がある場合は、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- (1) 総括／天然ガスセクター (1号)
- (2) 天然ガス開発計画-1 (2号)
- (3) 天然ガス開発計画-2
- (4) 天然ガス搬送計画-1 (2号)
- (5) 天然ガス搬送計画-2
- (6) 天然ガス販売計画-1
- (7) 積算（機材、施工）
- (8) 組織体制・経済財務分析
- (9) 環境社会配慮

3. 相手国の便宜供与

カウンターパートの配置、関連情報はバングラデシュ国政府より提供。

4. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の事項については、当該業務について経験・知見を豊富に有するローカルコンサルタントもしくはNGO等に再委託して行うことを可とする。なお、現地再委託に係る経費については別見積とする。

- (1) 地形測量
- (2) 地質調査
- (3) 布設位置検討作業（地下埋設物確認作業含む）
- (4) 布設工法及び横断方法検討作業
- (5) IEE案、環境アセスメント報告書案の作成
- (6) 自然・社会環境調査
- (7) 簡易住民移転計画書案の作成

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては現地におい

て適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

5. 参考資料

- (1) 調査の TOR に関する「バ」国政府との合意文書 (M/D) (コピー貸与可能)
- (2) JICA 2011「バングラデシュ共和国 天然ガスセクター情報収集・確認調査」報告書 (JICA 図書館 Web サイトより閲覧可能)
- (3) ADB 2005「the Gas Transmission and Development Project」報告書 (ADB Web サイトより閲覧可能)
- (4) ADB 2010「Natural Gas Access Improvement Project」報告書 (ADB Web サイトより閲覧可能)
- (5) JICA「石炭火力発電マスタープラン調査 ファイナルレポート」(2011年2月) (JICA 図書館 Web サイトより閲覧可能)
- (6) ADB「Preparing the Gas Sector Development Program (Technical Assistance Consultant's Report)」(2009年4月) (ADB Web サイトより閲覧可能)
- (7) ADB「Promoting Private Sector Participation in the Energy Sector (Technical Assistance Consultant's Report)」(2008年6月) (ADB Web サイトより閲覧可能)
- (8) ADB「Bangladesh Gas Sector: Issues, Options and the Way Forward」(2007年) (ADB Web サイトより閲覧可能)
- (9) 世界銀行「Bangladesh Public Expenditure and Institutional Review (Volume I (Main Report) 及び Volume II (Sectoral Analysis)」(2010年6月) (世界銀行 Web サイトより閲覧可能)

6. 調査用資機材

- (1) コンサルタントに購入・輸送業務を委託する資機材
機構がコンサルタントに購入・輸送業務を委託する資機材は現時点では特に想定していないが、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。
なお、購入された資機材は、機構より受注者への貸与とする。受注者は、機構の業務の一環として関連する会計規定を遵守した方法手段をとり、調査用資機材を調達する。
- (2) 機構が別途購入し、受注者に貸与する機材。
特に想定していない。
- (3) その他
調査に必要と考えられる設計用機材、簡易測定用機材等については、資機材等購送費（損料ベース等）で用意する。

7. 本邦ワークショップ・視察の実施及びその経費

コンサルタントは、本業務において、バングラデシュ側カウンターパートを招聘し本邦ワークショップを実施する。その経費については、別見積として提出すること。なお、見積もる際は以下の前提に拠ることとし、積算方法等については「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン (2012年4月版)」に基づくこと。

- (1) 本邦で開催する。
- (2) 本ワークショップにて収集した情報は報告書に反映すること。
- (3) バングラデシュ側からの参加人数は10名、期間は10日間程度とする。
- (4) 同費用は見積書の費目「一般業務費-国内ワークショップ開催費」として計上する。

8. その他特記すべき事項

(1) 関係者との連絡

先方関係機関、世界銀行・ADB等の国際機関の他、在日本大使館、機構「バ」国事務所及び機構産業開発・公共政策部との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮する。

(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、機構「バ」国事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理対策をプロポーザルに記載する。

以上